

平成 26 年第 5 回伊賀市議会（定例会）

【会期：平成 26 年 9 月 2 日～9 月 25 日】

●請願

番号	件名	請願者	要旨	紹介議員	議決結果
17	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて	伊賀市上友生 785 伊賀市 P T A 連合会 会長 森中明由美	義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるように、国の関係機関へ意見書提出を求める。	生中正嗣 稲森稔尚 中井洸一	採択
18	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて	他 2 名	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を行うように、国の関係機関へ意見書提出を求める。	空森栄幸 岩田佐俊 中岡久徳	採択
19	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて		保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するように、現行の奨学金制度等の県の事業の拡充とともに、国の関係機関へ意見書提出を求める。		採択
20	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて		子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策を行うように、国の関係機関へ意見書提出を求める。		採択

●市長提出議案（決算関係）

議案番号	件名	概要	議決結果
75	平成 25 年度三重県伊賀市一般会計歳入歳出決算の認定について	一般会計では、歳入が 462 億 4242 万 1517 円、歳出が 446 億 8872 万 6294 円で、歳入歳出差引残額は 15 億 5369 万 5223 円となるが、翌年度へ繰越すべき財源が 4 億	認定
76	平成 25 年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7062 万 8750 円のため、当該年度実質収支額は 10 億 8306 万 6473 円となっている。	認定
77	平成 25 年度三重県伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入において、市税収入済額は前年度に比べ約 5 億 3000 万円の増、地方交付税が約 2 億 2800 万円の増、また、地域の元気臨時交付金が新たに交付されたことなどにより、国庫支出金が約 18 億 7900 万円の増となった。繰入金では財政調整基金からの繰入を 4 億円に抑えたことなどにより、約 6 億 9200 円の減となった。市債では	認定
78	平成 25 年度三重県伊賀市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	前年度に比べ約 6 億 6900 万円の増となったが、市債元金償還に対するプライマリー	認定

79	平成 25 年度三重県伊賀市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	バランスは約 6 億 5100 万円の黒字となっている。	認定
80	平成 25 年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	歳出において、総務費では職員の退職手当の増や、旧上野商業高校用地等を取得したことなどにより、前年度に比べ約 1 億 8700 万円の増、民生費では介護・訓練給付費、後期高齢者医療費、子ども医療扶助費などの増加により、前年度に比べ約 3 億 4300 万円の増、衛生費では病院事業会計繰出金の減などにより、前年度に比べ約 1 億 9400 万円の減、労働費では緊急雇用創出事業の減により、前年度に比べ約 7000 万円の減となった。農林業費では伊賀米生産振興対策事業や強い農業づくり交付金事業、震災対策農業水利施設整備事業などの増により、前年度に比べ約 8500 万円の増、商工費では工場誘致奨励金や、だんじり会館の A V 設備更新工事費及び空調設備更新工事費の増により、前年度に比べ約 1 億 4600 万円の増となった。土木費では開発行為納付金の返還金が生じたことや、川上種生線道路改良工事費やしらさぎ運動公園整備費の増などにより、前年度に比べ約 4 億 2900 万円の増、消防費では消防ポンプ自動車を購入したことなどにより、前年度に比べ約 700 万円の増、教育費では河合小学校の建設事業や上野西小学校の校舎増築事業などにより、前年度に比べ約 6 億 1000 万円の増となった。	認定
81	平成 25 年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	国民健康保険事業特別会計ほか 9 特別会計では、歳入合計が 254 億 997 万 1995 円、歳出合計が 244 億 1863 万 9116 円で、歳入歳出差引残額は、9 億 9133 万 2879 円となるが、翌年度に繰り越すべき財源が 6503 万 9000 円であるため、当該年度実質収支額は 9 億 2629 万 3879 円となっている。	認定
82	平成 25 年度三重県伊賀市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について	これら特別会計のうち、国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘定診療所費において、歳入が歳出に対して 7390 万 9752 円不足となり、住宅新築資金等貸付特別会計においても、1 億 70 万 5225 円の不足を生じたため、それぞれ翌年度歳入から同額の繰り上げ充用を行った。また、市街地再開発事業特別会計については、事業が終了したことから特別会計を廃止するため精算を行っている。	認定
83	平成 25 年度三重県伊賀市サービスエリア特別会計歳入歳出決算の認定について	財産区特別会計では、島ヶ原財産区、大山田財産区の二つの特別会計を合わせて、歳入合計が 7967 万 7854 円、歳出合計が 7766 万 1688 円で、歳入歳出差引残額及び当該年度実質収支額は 201 万 6166 円となった。	認定
84	平成 25 年度三重県伊賀市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	病院事業会計では、収入決算額が 33 億 8338 万 6115 円、支出決算額 34 億 9949 万 7961 円となった。資本的収支については、収入決算額 2 億 1154 万 6113 円、支出決算額 2 億 8353 万 4147 円となった。損益については、当年度純損失は 1 億 1787 万 7034 円となり、前年度繰越欠損金の 31 億 9239 万 4608 円と合わせて、当年度未	認定
85	平成 25 年度三重県伊賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		認定
86	平成 25 年度三重県伊賀市島ヶ原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について		認定
87	平成 25 年度三重県伊賀市大山田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について		認定
88	平成 25 年度三重県伊賀市病院事業会計決算の認定について		認定
89	平成 25 年度三重県伊賀市水道事業会計決算の認定について		認定

		<p>処理欠損金は33億1027万1642円となった。</p> <p>水道事業会計では、収入決算額が28億14万5369円、支出決算額が26億4684万5871円となり、資本的収支については、収入決算額で12億4133万1192円、支出決算額23億3486万5714円となった。損益については、当年度純利益は1億2151万3074円となり、前年度繰越欠損金の6億1929万9852円を合わせて、当年度未処理欠損金は4億9778万6778円となっている。</p>	
--	--	--	--

●市長提出議案（補正予算関係）

議案番号	件名	概要	議決結果
90	平成26年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第3号）	一般会計補正予算（第3号）では、国・県の補助事業の追加・変更に伴う事業費の補正や、伊賀鉄道新駅整備に係る基礎調査の業務委託料、川上ダム建設負担金に係る水道事業会計繰出金など11億2162万5000円を追加し、また一般会計補正予算（第4号）では、庁舎整備事業に係る経費や大山田温泉さるびのの経営赤字見込みによる交流拠点施設維持管理経費及び台風第8号、第11号により被災した災害復旧費について6億9110万7000円を追加している。	原案可決
91	平成26年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）では、特定保健指導業務委託期間が複数年にわたることから、債務負担行為を設定している。	原案可決
92	平成26年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）では、山田南地区農業集落排水施設整備事業を実施するため、設計業務委託料など316万5000円を増額するとともに、剰余金について基金への積立金の増額を行っている。	原案可決
93	平成26年度三重県伊賀市病院事業会計補正予算（第1号）	病院事業会計補正予算（第1号）では、医療業務委託経費について、平成26年度から平成28年度まで債務負担行為を設定している。	原案可決
94	平成26年度三重県伊賀市水道事業会計補正予算（第1号）	水道事業会計補正予算（第1号）では、川上ダム建設負担金8665万9000円を計上している。また、水道事業基本計画策定業務や川上ダム建設負担金についてそれぞれ債務負担行為を設定している。	原案可決
113	平成26年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第4号）	以上、今回の補正は、一般会計及び特別会計並びに企業会計を合わせて、18億7211万9000円を増額し、補正後の全会計の予算総額が779億7094万4000円となっている。	原案可決

●市長提出議案（決算・予算関係議案を除く。）

議案 番号	件 名	概 要	議決 結果
95	伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について	<p>【提案理由】 情報公開審査会と個人情報保護審査会の2つの審査会は、関連性も高く必要とする委員の識見等も同様であり、行財政改革の面においても効率化を図る必要があることから、2つの審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会の所掌事務、調査権限、組織、会議等を規定する。 ・附則において、それぞれの審査会に係る規定を削るため、情報公開条例と個人情報保護条例の一部を改正する。 <p>【施行期日】 平成26年10月1日</p>	原案 可決
96	伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	<p>【提案理由及び内容】 子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の事業者が給付を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するための基準について、国の基準に従い条例で定める。</p> <p>【施行期日】 子ども・子育て支援法の施行の日</p>	原案 可決
97	伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	<p>【提案理由及び内容】 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が改正され、地域型保育事業の実施に係る認可が市町村の業務となったことから、国が定める基準に従い、家庭的保育事業の運営に関する基準を条例で定める。</p> <p>【施行期日】 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日</p>	原案 可決
98	伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	<p>【提案理由及び内容】 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法に放課後児童健全育成事業に関する条項が新設され、市町村は当該事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとなったため、条例を制定する。</p> <p>【施行期日】 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日</p>	原案 可決
99	母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び	<p>【提案理由及び内容】 母子及び寡婦福祉法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により、法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正</p>	原案 可決

	永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	<p>されたことから、条文において法律名を引用している4条例を改正し、そのうち1条例において文言の整備を行う。</p> <p>○改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例 ・伊賀市社会福祉事務所設置条例 ・伊賀市福祉医療費の助成に関する条例 ・伊賀市営住宅管理条例 <p>【施行期日】平成26年10月1日</p>	
100	伊賀市印鑑条例及び伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について	<p>【提案理由】市役所本庁と近鉄名張駅東口に設置している住基カードによる証明書等の自動交付機を廃止し、証明書等のコンビニ交付サービスを実施することに伴い、伊賀市印鑑条例及び伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【改正内容】2条例において、「自動交付機」を「多機能端末機」と「窓口受付端末機」に改めるなど所要の改正を行う。</p> <p>【施行期日】公布の日から6月を超えない範囲で規則で定める日</p>	原案可決
101	伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【提案理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①共働き家庭等の増加により、放課後児童クラブの必要性が高くなっていることから、小学校の校区再編とも合わせ、新居、三訪、西柘植の3校区へ新たに放課後児童クラブを設置する。 ②児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの対象年齢を変更する。 <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新たに設置する3つの放課後児童クラブの名称及び位置を追加する。 ②放課後児童クラブの対象年齢を「小学校1年生から3年生の児童」から「小学校の児童」に改める。 <p>【施行期日】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①平成27年4月1日 ②子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日 	原案可決
102	伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	<p>【提案理由及び改正内容】救急外来を受診する患者は、受診時に内科や外科等の診療科目が判断できない場合が多いため、新たに救急科を追加することにより患者への迅速な対応を図る。また、「日本救急医学会指導医」の資格を持つ常勤医師の着任により救急医療の更なる充実を図る。</p> <p>【施行期日】公布の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。</p>	原案可決
103	伊賀市立学校設置条例の一部改正について	<p>【提案理由】伊賀市校区再編計画に基づき、平成27年4月に上野北部地区、上野西部地区、阿山地区において新たに4校を開校し、7校を閉校するため</p> <p>【改正内容】</p> <p>○追加（開校）する学校 三訪小学校、成和東小学校、成和西小学校、阿山小学校</p>	原案可決

		○削除（閉校）する学校 三田小学校、猪田小学校、古山小学校、花之木小学校、 花垣小学校、河合小学校、丸柱小学校 【施行期日】 平成27年4月1日	
104	伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	【提案理由及び改正内容】 花垣地区農業集落排水処理施設の事業が完了し、平成27年1月1日から供用開始することに伴い、施設の名称、位置、区域を定め、その使用料及び徴収方法を規定する。 【施行期日】 平成27年1月1日	原案 可決
105	指定管理者の指定について（赤井家住宅）	【提案理由】 赤井家住宅について、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。 【指定期間】 平成26年10月1日から平成29年3月31日まで 【指定管理者となる法人等】 公益財団法人 伊賀市文化都市協会	原案 可決
106	新市建設計画の変更について	【提案理由】 旧合併特例法に基づき、合併10年間のまちづくりを進めるための基幹計画として策定された新市建設計画について、社会経済情勢の急激な変化や合併特例債の発行可能期限が5年間延長されたことに伴い新市建設計画を変更するため、旧合併特例法第5条第7項の規定により議決を求める。 【主な変更内容】 ・合併特例債事業の見直し ・財政計画及び人口推計の変更など	原案 可決
107	辺地に係る総合整備計画の変更について	【提案理由】 上野管内きじが台地区の辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議決を求める。 【変更内容】 上野管内きじが台地区では、本年度、火災発生時における水利確保のため耐震性防火水槽の整備を行うこととしているが、工法の変更や資材費等の高騰により事業費を増額する必要があることから、計画を変更する。	原案 可決
108	救助工作車の買入れについて	【提案理由】 中消防署の救助工作車の老朽化が著しいため、更新配備する救助工作車の買入れについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決を求める。 【契約金額】 117,028,800円 【契約の相手方】 津市津興字馬池1127 三重保安商事株式会社津支店 支店長 田中 正彦	原案 可決
109	権利の放棄について	【提案理由】 契約を締結した工事の受注者である相手方が破産申立てをし、工事が履行不可能となったことから、契約解除するとともに契約約款に基づき違約金を請求したが、相手方の破産手続の終結が決定し回収不能となったことから、違約金請求の権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。 【権利放棄する金額】 434,087円 【相手方】 伊賀市中友生1240 有限会社セフネッツ 代表取締役 北川 廣一	原案 可決

110	字の区域の変更について	<p>【提案理由】 農業集落排水処理場周辺整備事業 花垣地区の土地改良事業の施行に伴う字の区域の変更について、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議決を求める。</p> <p>【変更の内容】 予野字西出、治田字釜ヶ淵の一部を予野字上切に編入する。</p>	原案可決
111	伊賀市役所の位置を変更する条例の制定について	<p>【提案理由】 市の事務所の位置を県伊賀庁舎隣接地に変更するため、地方自治法第 4 条第 1 項の規定に基づき条例を定める。</p> <p>【条例の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所庁舎の位置を伊賀市四十九町 3184 番地に変更する。 ・附則で現在の市役所の位置条例を廃止する。 <p>【施行期日】 規則で定める日</p>	原案可決
112	工事請負契約の締結について	<p>【提案理由】 消防本部新庁舎の建設地となる旧上野商業高校の解体工事について、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき議会の議決を求める。</p> <p>【契約金額】 122,040,000 円</p> <p>【契約の相手方】 伊賀市緑ヶ丘南町 2332 番地 上野ハウス株式会社 代表取締役 奥井 実</p>	原案可決
114・115	人権擁護委員候補者の推薦について	<p>【提案理由】 人権擁護委員 2 名の任期が満了するため、後任の人権擁護委員候補者を推薦する。</p> <p>【候補者】 《再任》 塚本五十鈴氏、森下政實氏</p> <p>【任期】 平成 27 年 1 月 1 日から 3 年間</p>	同意

●議員提出議案

発議番号	件名	提出者	概要	議決結果
9	議案第 113 号 平成 26 年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第 4 号）に対する附帯決議について	中谷一彦 赤堀久実 市川岳人 嶋岡壯吉 森川 徹 生中正嗣 上田宗久 近森正利 森 正敏 北出忠良 空森栄幸	<p>大山田温泉さるびのについては、指定管理者より経営改善計画が示され、当局においても一定の検証が行なわれたところである。</p> <p>しかし、現在示されている経営改善計画は、当該施設の今後の持続可能な管理運営が行えるものと判断するには十分なものとは言いがたく、今年度の収支見込みの積算についても精査する必要があると考える。</p> <p>については、下記事項に対するそれぞれの結果を速やかに議会に報告するよう求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大山田温泉さるびのに係る短期的な改善策の見直し及びそれに基づく今年度の収支見込みの積算の精査 2 中長期的な観点に立った市の温泉施設のあり方の検討 	原案可決

		岩田佐俊 中岡久徳 森岡昭二		
10	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について	赤堀久実 嶋岡壯吉 上田宗久 岩田佐俊 森岡昭二	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が図られ、国の責務として必要な財源が確保されるよう求めます。 【提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣】	原案 可決
11	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について		子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を行うよう求めます。 【提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣】	原案 可決
12	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について		国では保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を、県において現行の奨学金制度の拡充を行うよう求めます。 【提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、三重県知事】	原案 可決
13	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出について		子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策を行うよう求めます。 【提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（防災）】	原案 可決